事務事業評価シート

(平成25年度実施事業)

事務事業名	広域受託水質検査業務事業				ード 1266	
所属コード	906001	課等名 上下水道局浄水課 1			水質管理係	
			水質管理センター			
課長名	山崎博也	担当者	名 三 浦 孝 洋	内線番	号 697-6905	
評価分類	■ 一般 □ 4	の施設	□ 大規模公共事業 □	補助金	: 口 内部管理	

(1) 概要

総合計画	施策の柱	施策の柱 快適な都市機能							
体系	施策	施策 いつでも信頼される上水道事業の推進 :				5			
	基本事業	安定給水の確保	安定給水の確保 コード 1						
予算費目名	水道事業会計 1款 01項 90目 受託水質検査手数料 (040-10)								
特記事項									
事業期間	□単年度 ■単年度繰返 □期間限定複数年度 開始年度 年度								
根拠法令等	水道法,岩手県水道水質管理計画								

(2) 事務事業の概要

岩手県水道水質管理計画に基づき盛岡水道広域圏の水道事業体からの依頼による水道水質検査 を実施する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

平成4年度に水道水質基準の大幅な改正(項目数の増加)がなされ、指定検査機関での対応が 困難となった。県が策定した「岩手県水道水質管理計画」に基づき県内をブロック化した共同水 質検査体制の整備の指導を受け、以前から自己検査を行っていた盛岡市が中心となって、盛岡広 域水道圏2市3町1村の協議により覚書を交わした。その後、共同水質検査体制の構築に向けて 国庫補助など財源措置を図りながら検査施設・機器等の整備をとり進め、平成8年度から事業を 開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

以前は水道事業体や指定検査機関のみが水道水質検査を行うこととされていた。このため、規模の小さな事業体のためにも共同検査体制を整備するよう指導を受けてきたところであった。しかし、水道法の改正により、民間の検査機関でも登録を受けることにより水道水質検査を行うことが出来るようになった。このため、民間の検査機関による価格競争が激化し、また盛岡市で平成 15 年の新水質基準への対応が一部項目について遅れたこともあり広域圏の構成事業体は民間へ水質検査を委託している状況である。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で被災した地区(陸前高田市、釜石市)への臨時水質検査を実施した。今後も、臨時水質検査の依頼があると思われる。

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

盛岡広域水道圏域水道事業体(3市3町)

(2) 対象指標(対象の大きさを示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	見込み
A 盛岡広域水道圏 (3市3町)	事業体	6	6	6	6	6
В						
С						

(3) 25 年度に実施した主な活動・手順

臨時水質検査 0件

水質検査に係る勉強会 1回

(4) 活動指標(事務事業の活動量を示す指標)

指標項目		23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
		実績	実績	計画	実績	目標値
A 臨時水質検査業務受託	件	0	0	3	0	3
В						
С						

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

水道法の水質基準に適合した、安心かつ安全な水道水であるかを確認できる。

(6) 成果指標(意図の達成度を示す指標)

松 種立口	性格	単位	23 年度	24 年度	25 年度	25 年度	26 年度
指標項目			実績	実績	計画	実績	目標値
A 水質検査項目数	■上げる						
	□下げる	項目	0	0	153	0	153
	□維持						
В	口上げる						
	口下げる						
	□維持						
С	口上げる						
	口下げる						
	□維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度実績	24 年度実績	25 年度計画	25 年度実績
事業費	①E	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①~⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	0	0	47	0
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	0	0	188	0
計	トータルコスト A+B	千円	0	0	188	0

備考

3 事務事業の評価 (See)・・・・・・・

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

総合計画の施策の目的に結びついている。

理由:水道水の安全確保は水道事業体の使命であり、広域行政の見地から緊急時において水質 検査業務が出来る環境作りは必要である。

② 市の関与の妥当性

市の関与は妥当である。

理由:県が策定した岩手県水道水質管理計画に基づき設置された盛岡広域水道圏3市3町の中で、唯一自己検査施設を持ち検査を行っているのが盛岡市であることから、当市で水質 検査を受託するのは妥当である。

③ 対象の妥当性

県が策定した岩手県水道水質管理計画に基づき設置された盛岡広域水道圏は現時点で3市3町となっていることから、現状において対象を広げることや、絞ることはできない

④ 廃止・休止の影響

影響がある。

理由:広域検査を行うことで国庫補助を受けていたという点と、広域行政という見地で見た場合は廃止・休止となれば影響はあると考えられる。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

定期の検査を受託することで、日常の水質検査と水質管理の連携により、水道水の安全性の向上に寄与することができる。

(3) 公平性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

岩手県水道水質管理計画に基づき,盛岡水道広域圏の水道事業体からの依頼により実施することから公平・公正である。

現在,検査費用の基準となっている県の手数料条例に基づく検査費用は,実質の検査費用に比べ割高であることから,検査費用を安価にすることで受益者の費用負担の適正化が可能である。

(4) 効率性評価

現状として, 広域受託用としての事業費は無い, また, 広域圏の水質検査受託体制としての人員は配置していないため, これ以上の費用対効果を上げる方法はない。

(1) 改革改善の方向性

現在は、緊急時のみ水質検査業務を受託しているが、今後広域行政を促進していく場合は、通常の検査業務も受託していくことが有効であると考える。ただし、そのためには人員及び機器整備などの体制づくりが必要であるため、競争入札による受託に耐え得る採算ベースの検討と併せ、逐次改正法である水道法を睨みながら広域受託への方向性及び可能性を探っていきたい。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

水道事業が広域化の方向性に向かっている中で、広域圏の水質検査業務は重要であると思われる。そのためには、受託可能な体制づくりや、より高い信頼を得るため、平成23年1月に日本水道協会から認定を受けた「水道GLP:水道水質検査優良検査所規範」を積極的かつ有効に活用しPRすることが必要となってくる。

(1) 今後の方向性

- □ 現状維持(従来どおりで特に改革改善をしない)
- 改革改善を行う(事業の統廃合・連携を含む)
- □ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

広域圏の臨時水質検査受託は、非常時の場合であり、早急に水質検査結果を出す必要から自己 検査分を後回しになる場合があるので、検査日程の組換えを行う等、より効率的な受け入れ体制 の検討が必要である。

広域圏の事業体には、緊急時に24時間体制で検査受託(水質基準:50項目)を受け入れると回答していることから、検査項目の単価設定等費用対効果も考慮し、収益に繋がるような検査体制の検討を行う必要がある

広域圏の事業体は、民間検査機関に水質検査業務を委託しており、水質検査及び水質管理に係る技術力を維持するために、水質基準の改正等にかかる勉強会を実施している。今後も、内容の充実が求められる。